

## 報酬の種類

着手金と報酬金	弁護士の報酬には、大きく分けて着手金と報酬金があります。着手金は、解決までの労力に対する前払の性質をもっており、結果の成功不成功にかかわらず、事件を依頼する際にお支払いいただくものです。報酬金は、いわゆる成功報酬で、事件が解決し、依頼の目的が達成されたときにお支払いいただきます。これらは、解決を依頼されたトラブルの種類、民事事件か刑事事件かの相違によって算定の仕方がちがいます。
手数料	原則として一回程度の手続ないし事務処理で処理する法律事務に対する弁護士報酬は、手数料として支払います。
相談料	法律相談後にお支払いいただくもので、30分につき5,500円以上です。
顧問料	会社などでは、さまざまな法律問題に直面することが多く、そのため、事情をよく知った、気軽に、しかもすぐに相談できる弁護士が必要です。そこで、近ごろでは多くの企業が弁護士と顧問契約を結び、積極的に利用しています。顧問料は、月額55,000円以上です。個人や非事業者の顧問料は、年間で66,000円以上（1か月5,500円以上）です。会社組織にもしていないような小規模の企業では、顧問料は低額であるのが普通でしょう。
日当	弁護士が、委任事務処理のために事務所を離れ、移動によってその事件等のために拘束（委任事務処理自体による拘束を除く。）されることの対価をいいます。
実費	これらとは別に、実費があります。実費とは、書類作成費、謄写代、印紙代、予納郵券（切手）代、免許、保証金など、実際にかかる費用のことで、出張料としての交通費、宿泊費もこの中に含まれます。なお、これらの実費については、弁護士に依頼されるとき、いくらぐらいかかるかお尋ねください。

## 報酬の決め方

民事事件の報酬	民事事件の着手金は、事件によって得られると予測される経済的利益の額に対する一定の割合、報酬金は、事件によって得た経済的利益の額に対する一定の割合をそれぞれもとにして算定された標準額が定められています。 たとえば、300万円の損害賠償金を求める事件を弁護士に依頼する場合の着手金は264,000円、報酬金は528,000円が標準額です。しかし、この標準額は、事件の難易や事情により30%の範囲内で増減することがあります。
刑事事件の報酬	刑事事件の着手金、報酬金は、民事のように事件によって得た経済的利益の額から算出できないので、最低額が定められています。これには、簡易裁判所、地方裁判所などの裁判所の種類により、また、確定した刑が無罪か執行猶予かの別により、着手金、報酬金の最低額が異なることなどが明示されています。
時間制報酬	第三の報酬の決め方として、解決までに要した（または要する）時間を基準に報酬が決められることがあります。時間制報酬を適用しようということになった場合には、あらかじめ1時間あたりの額を決めるなど、弁護士とよく協議しておくことが大切です。

## 法律相談ほか

### 法律相談

相談料	30分につき5,500円以上
-----	----------------

### 書類作成（契約書、遺言書など）

手数料	(1) 契約書及びこれに準ずる書類	1件につき55,000円に、記載事項の価格を基準として算定した、訴訟・非訟・家事審判事件の着手金の5～10%を加算します。
	(2) 遺言書	1件につき110,000円 ※公正証書にするときは、さらに33,000円を加算します。
	(3) 内容証明郵便	1件につき33,000円 ※弁護士名の表示の有無によって異なります。

### 遺言執行

手数料	執行の対象の価格に応じて、次のとおり算定し、消費税を乗じて加算します（最低額330,000円）。	
	300万円以下の部分	330,000円
	300万円を超え3000万円以下の部分	2%
	3000万円を超え3億円以下の部分	1%
	3億円を超える部分	0.5%

## 民事事件

### 訴訟・非訟・家事審判

着手金	事件の対象の経済的利益の価格に応じて、次のとおり算定し、これに消費税を乗じて加算します（最低額110,000円）。	
	300万円以下の部分	8%
	300万円を超え3000万円以下の部分	5%
	3000万円を超え3億円以下の部分	3%
	3億円を超える部分	2%
※経済的利益の価格を算定することができない場合は、その額を800万円とします。		
報酬金	事件処理により確保した経済的利益の価格に応じて、次のとおり算定し、これに消費税を乗じて加算します。	
	300万円以下の部分	16%
	300万円を超え3000万円以下の部分	10%
	3000万円を超え3億円以下の部分	6%
	3億円を超える部分	4%

※ 上記の着手金、報酬金は、事件の内容により、それぞれ30%の範囲内で増減額することができます。

※ 引続き上級裁判所で同じ事件を受任する場合は、着手金は裁判所の事件ごとに、報酬金は最終裁判所での事件終了後にそれぞれ申し受けます。

### 調停・裁判外事件の和解交渉

着手金と報酬金	訴訟・非訟・家事審判事件に準じます（着手金の最低額110,000円）。
---------	-------------------------------------

※ 通常訴訟に移行したときの着手金は、訴訟・非訟・家事審判事件の2分の1。

## 離婚事件（調停・交渉）

着手金と報酬	それぞれ220,000円～550,000円の範囲内の額
--------	-----------------------------

※ 離婚交渉から引続き離婚調停を受任するときの着手金は、上記の額の2分の1。

※ 財産分与・慰謝料などの財産給付を伴うときは、財産給付の実質的な経済的利益の額を基準として、訴訟・非訟・家事審判事件以下の額を加算して請求することがあります。

## 離婚訴訟事件

着手金と報酬	それぞれ330,000円～660,000円の範囲内の額
--------	-----------------------------

※ 離婚調停から引続き離婚訴訟を受任するときの着手金は、上記の額の2分の1。

※ 財産分与・慰謝料などの財産給付を伴うときは、財産給付の実質的な経済的利益の額を基準として、訴訟・非訟・家事審判事件以下の額を加算して請求することがあります。

## 倒産手続

### 民事再生

着手金	(1) 事業者の民事再生	1,100,000円以上
	(2) 非事業者の民事再生	
	① 住宅資金特別条項を提出しない場合	440,000円以上
	② 住宅資金特別条項を提出する場合	495,000円以上
報酬金	(1) 事業者の民事再生	訴訟・非訟・家事審判事件に準じます。
	(2) 非事業者の民事再生	着手金のみ

### その他の倒産手続

着手金	(1) 事業者の自己破産申立	550,000円以上
	(2) 非事業者の自己破産申立	330,000円以上
	(3) 会社整理・特別清算申立	1,100,000円以上
	(4) 債権届出等の関連手続	55,000円以上
報酬金	(1) 事業者の自己破産申立	着手金のみ
	(2) 非事業者の自己破産申立	
	(3) 会社整理・特別清算申立	訴訟・非訟・家事審判事件に準じます。
	(4) 債権届出等の関連手続	訴訟・非訟・家事審判事件の2分の1。

## 刑事事件

### 起訴後の事件

		簡易裁判所	地方・家庭裁判所		高等・最高裁判所
			単独審	合議審	
着手金		220,000円以上	330,000円以上	440,000円以上	440,000円以上
報酬金	無罪	330,000円以上	440,000円以上	660,000円以上	660,000円以上
	執行猶予	220,000円以上	330,000円以上	440,000円以上	440,000円以上
	求刑された刑が軽減された場合等	その程度により、適当な金額を受けます。			

### 起訴前の事件

着手金	起訴後の事件に準じます。
報酬金	(1) 不起訴のとき：無罪又は執行猶予に準じます。 (2) 略式命令のとき：執行猶予又は刑の軽減等に準じます。

### 実 費

実費	必要の都度又は事前に概算払いを受けます。
----	----------------------

### 日 当 等

(1) 旅費	交通費は実費とし、鉄道、船舶又は航空機の運賃は、最高の運賃とします。
(2) 日当	1日 55,000円以上 半日 33,000円以上
(3) 宿泊料	実費

### 顧 問 契 約

顧問料	(1) 事業者 月額55,000円以上
	(2) 非事業者 月額11,000円以上